

開設予定年月日	年 月 日
---------	-------

器具、布片類等の設備状況	品名	数量	品名	数量	品名	数量

美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その者の氏名及び病名

開設予定年月日	年 月 日
---------	-------

重	開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容師法第1条の2第3項に規定する理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	
開	開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	年 月 日

に改

める。

**附 則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(生活衛生課)

**栃木県規則第四十一号**

農業委員会等に関する法律に基づき交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

**農業委員会等に関する法律に基づき交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則**

農業委員会等に関する法律に基づき交付金の交付の基準に関する規則（昭和六十年栃木県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「農家数」を「農業者の数」に改める。

第二条第一項中「農家数」を「農業者の数」に、「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条の規定に基づく指定統計第二十六号による経営耕地面積規模別農家数」を「農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令

第三十九号) 第一条の調査による総農家数及び土地持ち非農家数」に改め、同条第二項中「指定統計による」を「調査による経営耕地の状況中の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(農政課)

栃木県規則第四十二号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則(平成七年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、教育長」を削り、「警察本部長」の下に「並びに教育次長」を加える。

第四十二条中「場合には」の下に「、法令、契約等に別の定めがあるものを除き」を加える。

第四百四十八条の二第二項に次の一号を加える。

十五 職員に係る総務事務の集中処理業務の委託に関する契約

別表第三五委任事務に関する特定専決事項の部畜産酪農研究センターの款を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(会計局会計管理課)

告 示

栃木県告示第八十四号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示(昭和六十一年栃木県告示第七百二十号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表診療料金の部初診患者(別の保険医療機関等から文書により紹介されたものを除く。)に係る初診料の加算料金の項、同部厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第三第二十号に掲げる併用療法に係るカルボプラチンの投薬料の項、同部家族性の乳がん及び卵巣がんに係る遺伝子検査料の項及び同部乳がんに係る予後予測遺伝子検査料の項並びに同表栃木県立がんセンターのセカンド・オピニオン料金の部、同表栃木県立がんセンター特別室利用料金の部及び同表栃木県立がんセンター外来駐車場駐車料金の部を削る。

(保健福祉課)

栃木県告示第八十五号

栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号。以下「条例」という。)別表第一の四百六十四の八の項1ロ(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1ロ(3)(iii)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同項1ロ(3)(iv)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準並びに同表の四百六十四の十の項2イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同項2ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同項2ホ(5)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準及び同項2ホ(6)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

一 条例別表第一の四百六十四の八の項1ロ(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年<sup>経済産業省</sup>国土交通省令第一号。以下「省令」という。)第八条第二号イ及びロに規定する基準を用いるものとする。

- 一 条例別表第一の四百六十四の八の項1ロ(3)(iii)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同表の四百六十四の十の項2ホ(5)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法又は一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第八条第一号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 二 条例別表第一の四百六十四の八の項1ロ(3)(iv)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同表の四百六十四の十の項2ホ(6)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法又は実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 四 条例別表第一の四百六十四の十の項2イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一条第二号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準を用いるものとする。
- 五 条例別表第一の四百六十四の十の項2ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一条第二号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準を用いるものとする。

(建築課)

栃木県告示第186号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成28年3月31日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営藤江地区土地改良（区画整理）事業	平成28年4月1日から 同月28日まで	平成28年5月13日	上都賀農業振興事務所
県営小倉地区土地改良（区画整理）事業	平成28年4月1日から 同月28日まで	平成28年5月13日	上都賀農業振興事務所

栃木県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成28年3月31日

栃木県知事 福田 富一

事業名	地域名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営城山地区土地改良（区画整理）事業	城山地区（第5換地区）	平成28年4月1日から 同月28日まで	平成28年5月13日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年3月31日から同年5月2日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 作原田沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
201	前A	佐野市岩崎町字原1401番1から 佐野市田沼町字鳥居本850番1まで	6.5~18.1	2872.2	
	前B	佐野市岩崎町字原1401番1から 佐野市田沼町字二ツ山369番6まで	15.0~32.2	3830.3	
	後A	佐野市岩崎町字原1401番1から 佐野市岩崎町字原1412番1まで	7.0~13.8	123.5	
	後B	佐野市岩崎町字原1401番1から 佐野市田沼町字二ツ山369番6まで	15.0~42.5	3830.3	

(道路保全課)

訓 令

栃木県訓令第七号

栃木県立岡本台病院

栃木県立がんセンター

栃木県立病院職員被服貸与規程（昭和六十一年栃木県訓令第八号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立病院職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

栃木県立病院職員被服貸与規程（昭和六十一年栃木県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程

受訓先中「栃木県立がんセンター」を削る。

第一条中「病院事業の用に供する施設」を「栃木県立岡本台病院」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条第一項中「病院の長」の下に「（以下「院長」という。）」を加え、同条第二項中「病院の長」を「院長」に改める。

第六条及び第七条第二項中「病院の長」を「院長」に改める。

別記様式第一号中「病院の長 様」を「栃木県立岡本台病院長 様」に改める。

別記様式第三号中「病院の長 様」を「栃木県立岡本台病院長 様」に、「き損」を「毀損」に改め

る。

別記様式第四号中「病院の長 様」を「栃木県立岡本台病院長 様」と改める。  
別表栃木県立がんセンターの部を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(保健福祉課)